

平成29年度
サステナブル建築物等先導事業
(気候風土適応型)

募集要領

< 第2回受付 >

平成29年10月

提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。従って、本補助金に対し提案応募をされる方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本募集要領や採択後に通知する補助金交付の手続きに関する規程・マニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しを行う場合があります。

- 1 提案応募者及び補助金交付申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取り消し等を行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 採択又は交付決定された事業内容からの変更は、原則、認められません。
- 7 補助事業にかかわる資料（提案応募並びに交付申請に関わる書類、その他経理に関わる帳簿及び全ての証拠書類）等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

目 次

1	事業の概要	1
1.1	事業の趣旨	1
2	事業の内容	1
2.1	事業の要件	1
2.2	対象事業者	2
2.3	補助額	3
3	事業の実施方法	3
3.1	手続き	3
3.2	審査	4
3.2.1	審査手順	4
3.2.2	審査結果	5
3.3	補助金交付	5
3.3.1	交付申請	5
3.3.2	申請の制限	6
3.3.3	交付決定	6
3.3.4	補助事業の計画変更について	6
3.3.5	完了実績報告及び額の確定について	7
3.4	事業中及び事業完了後の留意点	7
3.4.1	取得財産の管理等について	7
3.4.2	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	7
3.4.3	実績の報告	8
3.4.4	普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力	8
3.4.5	情報提供	8
3.4.6	その他	8
4	情報の取り扱い等について	9
4.1	情報の公開・活用について	9
4.2	個人情報の利用目的	9
5	応募方法	10
5.1	公募期間	10
5.2	提出書類	10
5.3	提出方法	12
5.4	提出先、問い合わせ先	12

別 添 様 式

<サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型） 様式1～5等 記入例>	13
--------------------------------------	----

参 考 資 料

<提案申請書の作成要領及びチェックリスト>	25
<提案募集に関するQ&A>	27

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）（以下、「本事業」という。）は、地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫による低炭素化に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行う事により総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図ることを目的としております。この観点から、本事業では、地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術を応用しつつも、省エネルギー化の工夫や現行基準での評価が難しい環境負荷低減対策等を図ることにより、長期優良住宅又は認定低炭素住宅と同程度に良質なモデル的木造住宅を実現する事業計画（プロジェクト）の提案を公募し、そのうち上記の目的に適う優れた事業提案に対し、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用の一部を補助します。

2. 事業の内容

2. 1 事業の要件

本事業の補助の対象となる住宅は、次の①～④の全ての要件に該当する新築の木造住宅であることが必要です。

- ① 地域の気候風土に応じた木造建築技術を活用していること。※1
- ② 現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減に寄与する複数の対策を行うこと。※2
- ③ 有識者による評価委員会により、低炭素住宅又は長期優良住宅と同程度に良質であるとの評価を受けること。※3
- ④ 平成29年度内に事業に着手するものであること。

※1 気候風土に応じた木造建築技術については、「気候風土適応住宅の認定のガイドライン（平成28年3月31日国土交通省住宅局住宅生産課長通知）」をもとにした「地域の気候風土への適応の申告書（様式4-1、4-2-1、4-2-2）」に基づいて、有識者による評価委員会により評価を行う。

※2 現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減対策については、「環境負荷低減の申告書（様式5-1、5-2）」に記載の内容に基づいて、有識者による評価委員会により評価を行う。

※3 評価にあたっては、住宅性能表示制度における耐震性能、劣化対策、維持管理対策について長期優良住宅の性能を有するものについて加点する。

なお、加点評価を希望する場合は、（様式3）の「13. 住宅性能表示自己評価結果」欄に自己評価結果を記載してください。また、採択された場合は、補助金交付申請時に設計住宅性能評価書を提出して頂きます。

（注1）本提案が採択された場合は、完了実績報告の際に、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）等の評価書とその評価を受けるにあたって提出した書類の写しを提出して頂きます。提案申請に当たっては、省エネルギー性能自己評価を国立研究開発法人建築研究所の「エネルギー消費性能計算プログラム（気候風土適応住宅版）」により行い、その結果を様式3に記載して下さい。

（注2）本事業の補助対象となる木造住宅は、主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による）が木造のものとします（いわゆる在来工法、枠組壁工法、丸太組構法等）。

本事業の主旨に鑑み、建築基準法に規定する型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造されたもの（いわゆるプレハブ住宅等）は本事業の補助対象とはなりません。

（注3）住宅の建設工事については、採択通知日以降に着工して下さい。（採択通知日前に着工している物は補助の対象となりませんのでご注意ください。）
平成30年3月9日までに、補助金交付申請を行う必要があります。

2. 2 対象事業者

（1）提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が本事業の提案者となります。

- ・ 地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等を導入する建築主等（民間事業者等）
- ・ 建築主と一体・連携して地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等を導入する者等

なお、補助の交付ではなく、評価のみを目的とする応募は認めておりません。

（2）補助を受ける者

本事業の補助を受ける者は地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等を導入する建築主等となります。

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、事務代行者として申請書を作成し応募することも可能です。

2. 3 補助額

補助金の額は、以下のとおりです。

採択された住宅の建設工事費のうち、地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫による低炭素化に係る先導的な技術を導入した場合の工事費と、当該建築技術・工夫による低炭素化に係る先導的な技術を導入しない場合の工事費の差額（以下、「掛かり増し費用相当額」という。）の1/2以内の額のうち、国土交通省が認める費用を対象とします。ただし、掛かり増し費用相当額の1/2以内の額の算定に当たっては、建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額を上限額とします。

（注1）建設工事費として該当しないもの

設計費、建築確認申請費、既存建築物の解体費、外構工事費、屋外附帯工事費、家具調度品費、各負担金等は補助金交付の対象となりません。

（注2）消費税について

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

（注3）他の補助金等との併用について

本事業とは別に他の国の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象と他の補助事業が重複するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。

3. 事業の実施方法

本事業は、提案申請から採択、補助金交付申請から補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。提案申請等については、補助を受ける者から委託を受けた者が事務代行者として申請書を作成することも可能です。

※事務代行者として提案申請書等を作成する場合は、補助を受ける者が作成し事務代行者に対して提出した委任状が必要となります。

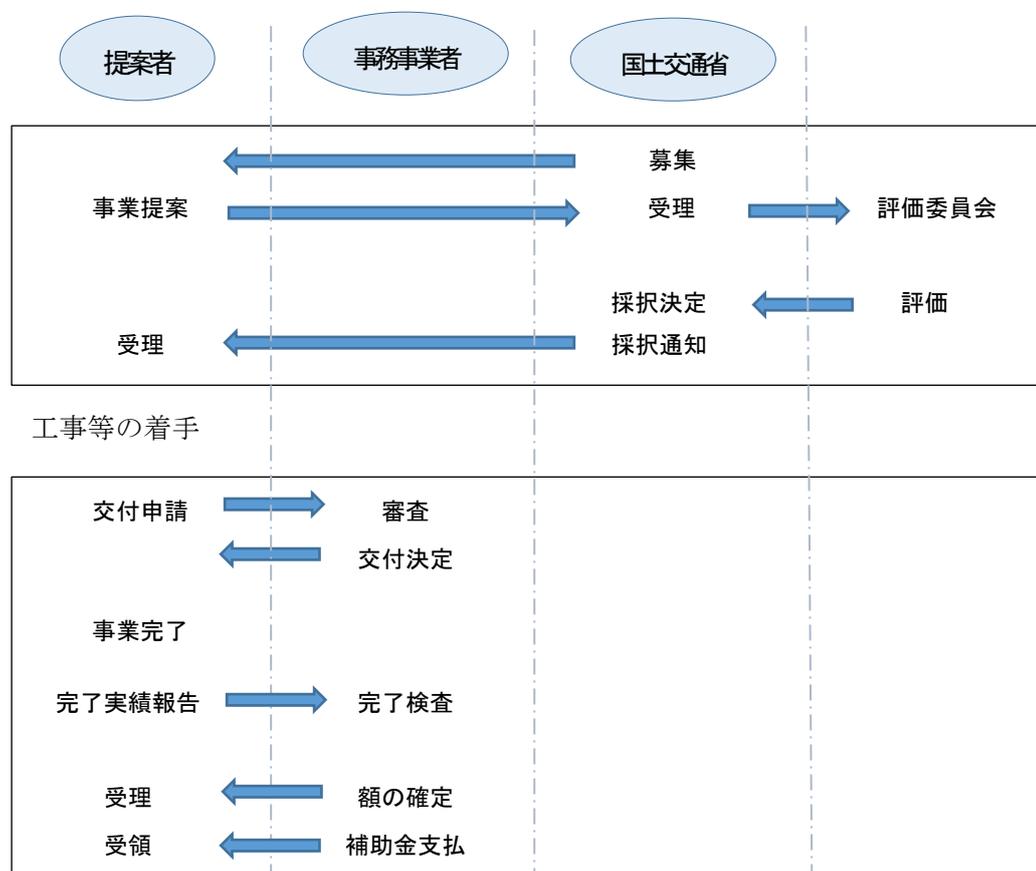
3. 1 手続き

（1）提案申請

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募のあった提案について、3. 2のとおり、評価委員会の評価をもとにした報告を受けて、国土交通省が採択事業を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に完了実績報告を行っていただく必要があります。



3. 2 審査

3. 2. 1 審査手順

提案内容の評価は、学識経験者等からなる「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価委員会」において行われます。また、専門的検討を行うため、専門委員を設けます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員及び専門委員（以下、「委員等」という）の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員等は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員等は、委員等本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員等は、委員等本人又は委員等本人と関係を有する企業・団体等が、業務としてコンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わる

ことはできません。

委員等の議事録については非公開とし、審査に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

審査にあたっては、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査、評価します。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合などには追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われない場合には審査の対象外となる場合があります。

3. 2. 2 審査結果

評価委員会の評価を受けて、国土交通省が採択事業を決定し、提案者に通知します。

補助対象となる住宅は、採択通知日以降に着工することになっています。これに違反した場合は採択が取り消されることがあります。

3. 3 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

3. 3. 1 交付申請

交付申請は採択後に配布される交付申請マニュアルにより定められた期間に行ってください。この交付申請がなされないと審査において採択された事業であっても補助金の交付がされませんのでご注意ください。

なお、提案者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、価格の妥当性を確認するため、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

3者以上からの見積り結果の添付を求める対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (2) 補助金の交付の申請をしようとする者の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。)
- (3) 補助金の交付の申請をしようとする者の役員である者又はこれらの者が役員に就任している法人

※補助金交付申請時に補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

交付申請等にあたっては、建築士により提案の内容と整備される住宅の設計が整合していること等を確認し、その旨を証明する書類を添付し、この内容について、補助金交付の事務事業者の確認を受けていただく必要があります。こうした採択後の手続きにおいて、建築士は確認内容に責任を持ち、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行うことがあることに留意してください。（詳細は採択後にお知らせします。）

3. 3. 2 申請の制限

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

※申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：丹羽

電話：03-5253-8111

内線：39-464

3. 3. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付要綱（3. 4. 6に記載）及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

3. 3. 4 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、一般社団法人 環境共生住宅推進協議会（k k j）（以下「協議会」という。）の承認を得る必要があります。

①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、計画内容に変更があり採択された住宅と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、計画変更により、「2.1 事業の要件」や採択時に評価された内容に本事業の要件を満たさなくなる住宅については、交付決定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。なお、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

3. 3. 5 完了実績報告及び額の確定について

補助を受ける者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

事務事業者は、「完了実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿って実施された書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。また、「完了実績報告書」とあわせて、当該年度の補助対象部分の支払いを証明する書類（領収書等）等の提出を求めます。

支払いは、建築主に指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

3. 4 事業中及び事業完了後の留意点

3. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数の間）は大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、補助を受けた者や住宅所有者が本事業により工事を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除きます。

なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

3. 4. 2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による

交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

3. 4. 3 実績の報告

補助を受けた者は、住宅完成後、原則1年間についてのエネルギー使用量の報告を求めます。なお、必要に応じデータ提供についての協力について相談させていただくことがあります。

3. 4. 4 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助を受けた者は、補助期間終了後、地域の気候風土に応じた環境負荷低減化に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

3. 4. 5 情報提供

補助を受けた住宅は、地域の気候風土に応じた木造住宅の普及・促進のために、パンフレット、ホームページ等を活用し、情報提供に努めていただきます。

3. 4. 6 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成20年12月22日付け国住総第67号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け国住生第9

号)

十一 その他関連通知等に定めるもの

4. 情報の取り扱い等について

4. 1 情報の公開・活用について

(1) プレス発表等について

採択された住宅については、住宅の名称、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

(2) 事業成果等の公表

普及促進を目的に地域の気候風土に応じた木造住宅について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該建築主等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該建築主等が申し出た場合は原則公開しません。

4. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（申請者名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

5. 応募方法

5. 1 公募期間

平成29年 8月1日(火)～平成29年11月15日(水)

< 受付期間 >

第1回受付：平成29年 8月 1日(火)～平成29年 9月15日(金) 消印有効

第2回受付：平成29年10月16日(月)～平成29年11月15日(水) 消印有効

5. 2 提出書類

提案をしようとする者は、受付期間中に提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。募集要領、応募様式は下記ホームページからダウンロードして下さい。

【 ホームページ : <http://kkj.or.jp/kikouhuudo/index.html> 】

< 注意事項 >

- 1) 各応募書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 2) 使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 3) 応募書類・図書が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 応募書類・図書及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
※ 応募書類・図書の電子ファイルを格納したCD-Rは応募書類・図書を保存したこと及びファイルが開けることを確認してください。

提出書類一覧表

区分	書類名		必要部数
1) 応募書類	① 提案申請書	様式 1	4 部 (正 1 部、 正のコピー 3 部)
	② 提案概要	様式 2	
	③ 住宅概要	様式 3	
	④ 地域の気候風土への適応の申告書 (その 1 採用している要素)	様式 4-1	
	⑤ 地域の気候風土への適応の申告書 (その 2-1 気候風土(自然)の特徴・ 要素との関係)	様式 4-2-1	
	⑥ 地域の気候風土への適応の申告書 (その 2-2 気候風土(文化・技術の 継承等)の特徴・要素との関係)	様式 4-2-2	
	⑦ 環境負荷低減対策の申告書 (その 1 採用している要素)	様式 5-1	
	⑧ 環境負荷低減対策の申告書 (その 2 対策の内容と環境負荷低 減の効果)	様式 5-2	
	⑨ 委任状	任意様式	
2) 設計図書等	⑩ 案内図	任意縮尺	4 部 (正 1 部、 正のコピー 3 部)
	⑪ 配置図	任意縮尺	
	⑫ 仕上表	任意縮尺	
	⑬ 各階平面図	1/50 程度	
	⑭ 立面図	1/100 程度	
	⑮ 断面図	任意縮尺	
	⑯ 矩計図	1/20 程度	
	⑰ 気候風土適応関係図書	任意縮尺	
	⑱ 一次エネルギー消費量計算結果	PDF 出力結果	
	⑲ 外皮計算書 一式	各種プログラム	
	⑳ 外皮に関する性能一覧 及び カタログ等の写し	別紙 1	
	㉑ 「一次エネルギー消費量計算結果 (住宅)」の設備性能(メーカー名・ 製品名・型番・性能値)を確認で きるカタログ等の写し	任意様式	

3) 応募資料	② 工事請負契約書の写し (締結している場合)	任意様式	
	③ 見積明細書等 (建築工事費全体が確認できるもの)	任意様式	
4) CD-R	上記①～③の応募書類の電子ファイルを格納したもの		1枚

5. 3 提出方法

郵送(※)のみとします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

郵送時は、必ず宛先に「**気候風土適応型応募書類在中**」と記入してください。

(応募書類の差し替えは固くお断りします。)

※郵送は、送付する封筒に必ず郵送時の消印に相当する書類発送日（配送事業者の受付日等）が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

5. 4 提出先、問い合わせ先、資料の配布

質問・相談については、**原則として、電子メール**でお願いします。

下記に記載のホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることが可能です。

(応募書類の送付先・問い合わせ先)

【 事務事業者 】

一般社団法人 環境共生住宅推進協議会 (kkj)

サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価・審査室

〒162-0824

東京都新宿区揚場町2番21号 東ビル6階

メールアドレス：kikou@kkj.or.jp

ホームページ：<http://kkj.or.jp/kikouhuudo/index.html>

(募集要領・応募様式のダウンロード可能)

電話番号：03-5579-8757

FAX：03-6457-5995

提案申請書様式

～気候風土適応型～

< 記入例 >

平成 29 年 ○○ 月 ○○ 日

書類作成日を記載してください。

国土交通大臣 石井 啓一 殿

サステナブル建築物等先導事業
(気候風土適応型)
提案申請書

平成29年度(第2回)

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)の提案を申請します。

申請する住宅の名称を記載してください。

住宅の名称 : 気候風土の家
(プロジェクト名)

連名の場合は、全ての建築主名を記載してください。
住宅所有者が法人の場合は、法人名とその代表者名の記載をしてください。

提案者(建築主)
氏名又は名称 共生 太郎

共生

連名の場合は、全ての建築主の押印が必要です。
法人の場合は会社印を押印してください。

平成29年度 サステナブル建築物等先導事業 (気候風土適応型)

提案概要

住宅の名称 (プロジェクト名)		気候風土の家 様式1を記載すると、自動入力されます	
1 提案者 (建築主)	ふりがな	きょうせい たろう	
	氏名又は名称	共生 太郎	
	現住所	東京都新宿区神楽坂2-××-××	
2 申請代理人 (事務代行者)	ふりがな	かぶしきかいしゃ □□じゅうたく	
	会社名称	株式会社 □□住宅	
	代表者氏名	代表取締役 ○○ ○○	
3 事務代行者の 連絡先	担当者氏名	△△ ▽▽	
	所属・役職名	設計課 ・ 課長	
	住所	〒 000-0000	
	(都道府県からご記入ください)	○○○県○○○市××××××××-××××	
	電話	111-222-3333	
	F A X	444-555-6666	
E-m a i l	kyosei@x x x . or . jp		
4 工事期間 (予定)	平成 29 年	12 月 ~	平成 30 年 9 月
5 工事費	建設工事費 (注1)	26,585,000	円 (消費税等を除いた金額)
	補助金額 (注2)	1,000,000	円
6 他の補助金の 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	有の場合 その状況	有の場合 その名称
7 提案の概要 (箇条書きで 記入ください)	A. 全体の概要		
	1	土塗壁による木造軸組工法と・・・	
	2	○○○により・・・を取り入れ地域の気候風土に対応できる住宅としている。	
	本申請以外の補助金申請(国庫補助金以外)があれば記載してください。		
	B.		
	1	多層構成建具、○○○・・・などの対策や暮らし方などを設置している。	
	2	地域の気候を配慮し冬は日射熱を取り込み、夏は○○○・・・などの工夫をする取り組み。	
	3	地場にある○○○を多く利用し、・・・○○○を活かし○○○を図った。	
	C. 地域の気候風土に応じた環境負荷低減対策の申告 (注4)		
	1	床材、○○材等、・・・に努め、○○○の低減をはかる	
2	外壁(土塗の側)・○○・・・等の○○○を施した。		
3	○○○により・・・を取り入れ地域の気候風土に対応できる住宅としている。		

(注1) 建設工事費には、設計費、建築確認申請費、既存建物の解体費、外構工事費、屋外附带工事費、家具調度品費、各負担金等は含まれません。

(注2) 補助金額は掛かり増し費用相当額の1/2以内の額とします。ただし、建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額を上限額とします。

(注3) B. 地域の気候風土への適応の申告は(様式4-2-1、4-2-2)に詳細を記載してください。

(注4) C. 地域の気候風土に応じた環境負荷低減対策の申告は(様式5-2)に詳細を記載してください。

平成29年度 サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)

住宅概要

住宅の名称 (プロジェクト名)		気候風土の家		申請する住宅の「建設地」を都道府県名から記載してください。		
8	住宅	建設地	〇〇〇県〇〇〇市大字〇〇1111番地1号			
9	設計者	ふりがな	かぶしきかいしゃ きょうせいじゅうたく			
		会社名称	株式会社 共生住宅			
		代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇			
		住所	〇〇〇県〇〇〇市XXXXXX-XXXX			
10	施工者	ふりがな	かぶしきかいしゃ きょうせいじゅうたく			
		会社名称	株式会社 共生住宅			
		代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇			
		住所	〇〇〇県〇〇〇市XXXXXX-XXXX			
11	住宅の規模	面積	延べ床面積 130.33㎡	建築面積 128.00㎡		
			1階床面積 85.00㎡	2階床面積 45.33㎡	3階床面積 0.00㎡	
12	省エネルギー性能自己評価結果(※1)		0mm	最高の軒高さ	6,500mm	
			階	地下	0階	
				6	地域	
			外皮平均熱貫流率(U _A)	1.07	[W/(㎡・K)]	
			冷房期の平均日射熱取得率(η _{AC})	2.1		
	住宅性能表示を取得し評価について、「プルダウン」より選択してください	一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量(A)	54.1	[GJ/(戸・年)]	
			設計一次エネルギー消費量(B)	59.7	[GJ/(戸・年)]	
13	住宅性能表示自己評価結果(※2)	耐震等級(構造躯体の例)	【等級2以上】	等級2		
		劣化対策等級(構造躯体)	【等級3以上】	等級3		
		維持管理対策等級(専)	【等級3以上】	等級3		
		加点評価	希望する			

(注1) 8~12は必須記載、13は任意記載です。

(※1) 国立研究開発法人建築研究所の「エネルギー消費性能計算プログラム(気候風土適応住宅版)」による計算結果に基づいて記載して下さい。本提案が採択された場合は、完了実績報告の際に、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)等の評価書とその評価を受けるに当たって提出した書類の写しを提出して頂きます。

(※2) 住宅性能表示制度における耐震性能、劣化対策、維持管理対策について、長期優良住宅の性能を有する場合で加点評価を希望する場合は自己評価結果を記載してください。また、採択された場合は、補助金交付申請時に設計住宅性能評価書を提出して頂きます。なお、耐震等級については、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年2月24日国交省告示第209号(最終改正平成28年2月8日国交省告示第293号))第3 2①に定める基準によることもできます。但し、住宅性能評価機関からの評価を受けて頂きます。

様式1を記載すると、自動入力されます

例一提4 (様式4-1)

地域の気候風土への適応の申告書 (その1 採用している要素)

下表に掲げる要素のうち、申請住宅が備えているものについて、表の申告欄に○を付けてください。
 (※を記している要素については、少なくとも一以上に○が付くことが条件です。)
 また、掲げている要素以外で、地域の気候風土への適応に関連すると考えられる要素については、下段の「上記以外の要素」欄に記入してください。(行は必要に応じて増やしてください。)

表 気候風土への適応の要素リスト

観点	区分		要素	申告
(1) 様式・形態・空間	内部	内部空間	続き間	
			※ 縁側	○
			つちえん(どえん) 土縁	
			玄関(風除室)	
			高天井	
			吹き抜け	
	内外境界部	屋根・軒	深い軒庇	
			越屋根	
		開口部	大きな窓(掃出し、連窓、引込み形式、多層構成の建具等)	
			地窓	○
			高窓、天窗	○
			外部	外部床(照り返しを抑制する素材)
		中庭等		
		屋敷林		
	(2) 構工法	構造部分	構造部材	無垢材である製材の使用
断面が大きな構造材の使用				
部材現し(軸組、床組、たるき、小屋組等)				
※ 小屋組現し、かつ、野地現し				
軸組・耐震要素			貫・差鴨居等の軸組	
			※ 土塗壁	
			板壁(落とし込み板壁等)	
			※ 板壁(落とし込み板壁等)のうち、外壁両側を真壁としたもの	
			※ 土塗壁以外で、外壁両側を真壁としたもの	
			※ 外壁両側を木材現しにしたもの(校倉、丸太組工法等)	
小屋組・軒構法		和小屋組(多重梁)		
		さす構造、たるき構造、登り梁		
		※ せがい造り、はね木(出し梁)		
		※ 面戸板現し		
接合方式・加工法		金物類の非使用		
		手刻みによる加工、伝統的な継手仕口		
非構造部分 (外部)		屋根	瓦屋根	
			※ 茅葺き屋根	
	板葺き、樹皮葺き			
	荒板による屋根野地			
	屋根通気ブロック			

該当する項目に「○」を記載してください。

観点	区分		要素	申告
(2) 構工法	非構造部分 (外部)	外壁	板張り壁	
			樹皮張り	
			がんき 雁木	
			高基礎壁	
			花ブロック	
		木製建具		
		※ 木製建具のうち、地場で製作されるもの	○	
	開口部	※ 下地窓、 ^{むそう} 無双窓		
		雨戸		
		紙障子		
		格子		
	非構造部分 (内部)	内壁、内 天井	塗壁（漆喰塗、珪藻土塗）	
			板張り壁	
			※ さおぶち ^{あじろ} 網代天井、 ^{すのこ} 簀子天井	
		内部床	※ 土間（ ^{たたき} 三和土）	
			畳（稻わら畳床）	
			床板張り仕上げ	
※ 床板張り仕上げのうち、下地板を用いず単層床板張りとしたもの				
建材等		自然材料系断熱材		
		調湿材		
		^{うるし} 古色塗り、漆塗り等		
(3) 材料・生産 体制	地域材料の使用	地域産の木材の使用	○	
		地域産の自然素材の使用		
		地域で生産される建材の使用		
	地域に根ざした生産・維持管理の体制	技術の伝承	○	
		地域の住宅生産者が主導する体制		
(4) 景観形成	景観の維持・形成	地域に根ざす建物形態・材料の使用		
		周囲と調和・連担した外構、緑化計画		
	緑・生態系の維持	地域の植生を活用した緑化		
		緑の連担による生物の消息環境の保全		
(5) 住まい方	設備に頼らない暮らし	日常生活空間の縮小化		
		季節に応じた生活習慣（建具の入れ替え、打ち水、風鈴等）		
		季節ごとの衣類の着脱の工夫（冬期の厚着、夏期の薄着等）		
	気象要素を制御・活用する暮らし	局所的な採暖器具の利用（ ^{いろり} 囲炉裏、 ^{こたつ} 炬燵等）		
		窓・雨戸の開け閉めの励行	○	
		すだれ・よしずの利用	○	
上記以外の要素				

注) ※を記している要素は、「気候風土適応住宅の認定のガイドライン（平成28年3月31日 国土交通省住宅局住宅生産課通知）」に、外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例に挙げられるものです。

地域の気候風土への適応の申告書
(その2-1 気候風土(自然)の特徴・要素との関係)

様式4-1で○をつけた要素について、申請住宅を建設する地域の気候風土(自然)をどう読み取り設計において採用したのか、その理由を記載してください。また、地域の気候風土との関係において、要素を採用した理由を記載してください。

本様式では、気候風土の自然的な側面を対象に記載してください。

※自然的な側面の例 : 気候・気象、地形、地質、植生、景色 等

住宅の名称		気候風土の家
No.	要素	気候風土の <u>自然的な側面</u> の特徴 及び 関係において要素を採用した理由
4-①	地窓、高窓、○○	建設地である○○は温暖な気候であり・・・○○である。そのため、通風については・・・○○を考慮し、・・・○○を計画している。
4-②	深い軒庇	降水雨量も比較的多く・・・○○である。深い軒庇等については、・・・○○として設計している。
<p>申請する住宅における建設地域の気候風土(自然的な側面)と関係において要素を採用した理由について具体的に記載してください。</p>		
<p>提出する設計図書に採用した要素No.を明記してください。(例:4-①、4-②等) ※申告内容が設計図書等で確認できない場合、評価できかねる場合があります。</p>		
<p>図、表、写真、イラスト等あれば貼り付けてください。</p>		
<p>記入例に記載されている内容は必ずしも採用されるものではありません。</p>		

(注) 適宜シートを増やして作成してください

地域の気候風土への適応の申告書
(その2-2 気候風土(文化・技術の継承等)の特徴・要素との関係)

様式4-1で○をつけた要素について、申請住宅を建設する地域の気候風土(文化・技術の継承等)をどう読み取り設計において採用したのか、その理由を記載してください。また、地域の気候風土との関係において要素を採用した理由を記載してください。

本様式では、気候風土の文化・技術の継承等の側面を対象に記載してください。

※文化・技術の継承等の側面の例 : 産業・就業構造、生産技術、生活作法・行事、歴史的町並み、地域コミュニティ等

住宅の名称		気候風土の家
No.	要素	気候風土の文化・技術の継承等の側面的な特徴及び関係において要素を採用した理由
4-A	〇〇産材の利用について〇〇〇している。
4-B	地域のコミュニティについて〇〇〇を配慮し、〇〇〇を行っている。
4-C	建設地の景観について〇〇〇のため、〇〇〇として設計している。
<p>申請する住宅における建設地域の気候風土(文化・技術の継承等の側面)と関係において要素を採用した理由について具体的に記載してください。</p>		
<p>提出する設計図書に採用した要素No.を明記してください。(例:4-A、4-B等) ※申告内容が設計図書等で確認できない場合、評価できかねる場合があります。</p>		
<p>図、表、写真、イラスト等あれば貼り付けてください。</p>		

記入例に記載されている内容は必ずしも採用されるものではありません。

(注) 適宜シートを増やして作成してください

環境負荷低減対策の申告書 (その1 採用している要素)

下表に掲げる項目のうち、申請住宅において講じている対策について、表の申告欄に●を付けてください。また、掲げている項目以外で、環境負荷低減対策と考えられる項目については、空欄にその内容を記入してください。(行は必要に応じて増やしてください。)

表 環境負荷の低減に資する対策リスト

対策の区分	環境負荷の低減項目	申告	
A. 建物や外部環境による対策	1 続き間	●	
	2 緩衝空間(縁側、サンルーム等) *屋内の他の空間と連続していない等、温熱的な緩衝効果が期待できること	●	
	3 深い軒庇		
	4 多層構成の建具 (雨戸、ブラインド、外戸、内戸、断熱戸等組み合わせ等)		
	5 土塗壁	●	
	6 土間 *玄関・勝手口などの比較的面積の小さい土間床を除く *土間床、仕上げ材の材料は問わない		
	7 越屋根		
	8 茅葺き		
	9 木製建具 *地域材など量産型のものではないものに限る *取り合い部の隙間防止を施しているものに限る(品質)	●	
	10 床板張り		
	申請する住宅において、該当する項目に「●」を記載してください。		●
		*十分な通気性を有するものに限る	
		12 複数の窓の位置による通風に配慮した設計 (地窓、高窓、ハイサイドライトの組み合わせ等)	
		13 畳	
		14 屋上緑化	
	15 敷地等建物周囲の環境配慮(敷地の緑化、池・中庭・生垣・グリーンカーテン、フジ・ブドウ棚等)		
B. 暮らし方による省エネ化	1 季節に応じた生活習慣(建具の入れ替え等) *すだれ・よしずの利用	●	
	2 窓・雨戸の開け閉めの励行	●	
C. 地域の環境負荷低減	1 地域産の材料の使用(木材、自然素材、建材等)		
	2 地域の建築職人、大工の登用	●	
	3 ペレットストーブ、薪ストーブ		
	4 雨水利用(雨水システム、雨水タンク等)		
	5 古材・リサイクル材の利用		
上記以外の項目			

(注1) 該当する項目の掛かり増し費用相当額については、採択通知発出後、交付申請時に申告していただきます。

環境負荷低減対策の申告書
(その2 対策の内容と環境負荷低減の効果)

様式5-1で●をつけた環境負荷の低減項目について、対策の詳細な内容および想定される環境負荷低減の効果について記載してください。

住宅の名称		気候風土の家	
No.	環境負荷の低減項目	対策の内容	環境負荷低減の効果
「様式5-1」で●をつけた該当項目について具体的に記載してください。			
5-①	・木製建具	果材の・・・で建具職入により製作される。	防寒しやくり等の隙間防止措置を施している。
5-②	・複数の窓の位置による通風に配慮した設計	高窓や○○○・・・を設置する。	窓設置位置の高低差を利用した通風促進効果が期待できる設計がなされている。
5-③	・地域産の材料の使用	・構造材：○○町 ・土壁の土：○○町 ・土壁の小舞竹：○○町	○○○材を利用することで・・・○○○化を図る。
5-④	・地域産の材料の使用	・内装材の漆喰：○○町 ・障子紙：○○町 ・セメント：○○町	○○○材を利用することで・・・○○○化を図る。
提出する設計図書に採用した項目No.を明記してください。(例:5-①、5-②等) ※申告内容が設計図書等で確認できない場合、評価できかねる場合があります。			
図、表、写真、イラスト等あれば貼り付けてください。			
記入例に記載されている内容は必ずしも採用されるものではありません。			

(注) 適宜シートを増やして作成してください

「様式2」にて提案者以外が書類等を作成し、申請を代行する場合、提出してください。

委任状

書類等を作成し、申請を代行する者について記載をしてください。（「様式2の2及び3」と整合すること）

申請代理人（事務代行者）

会社名称 株式会社 □□住宅
 代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○
 住 所 〒000-0000
 ○○○県○○○市XXXXXXXX-XXXX
 担当者氏名 △△ ▽▽
 電話番号 111-222-3333
 E m a i l kyosei@xxx.or.jp



私は上記の者を代理人と定め、平成29年度サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）の提案申請の事務手続きに関する一切の権限を委任します。

住宅の名称 気候風土の家

様式1を記載すると、自動入力されます。

提案者が申請代理人に申請の代行を委任をした日を記載してください。

平成 年 月 日

申請を委任する者（建築主）の押印をし**原本**を提出してください。

委任者
（建築主）

氏名 又は 名称

住所



申請を委任する者（建築主）の「氏名又は名称及び住所」は、**直筆**で記載をし、押印原本を提出してください。

（注）委任者の委任日、署名は直筆でお願いします

資料の提出の有無を確認して、「チェック」☑”してください。
断熱材の性能値が確認できる
「カタログの写し」または「技術資料等」を
”プルダウン”より選択してください。

例一提10 (別紙1)

外皮

地域区分 6地域

断熱材	部位	断熱材の名称等	熱伝導率 (λ)	厚さ (mm)	備考	カタログ等 の提出	
	屋根 1	○○○○14k	0.038	155		☑ カタログ写し	
	屋根 2	○○○○14k	0.038	310		☑ カタログ写し	
	屋根 3						
	天井 1	○○○○14k	0.038	155		☑ カタログ写し	
	天井	申請する住宅について、外皮計算書で使用了断熱材 (複数種類の場合は全て)について記載し、性能値や名称等が 確認できる「カタログの写し」や「技術資料等」を提出してくだ さい。					
	壁 1	○○○○14K	0.038	105		☑ カタログ写し	
	壁 2	羊毛断熱材	0.05	60		☑ 技術資料等	
	壁 3	羊毛断熱材	0.05	30		☑ 技術資料等	
	壁 4	グラスウール24K	0.05	120		☑ カタログ写し	
						☐	
床	外気に接する 部分					☐	
						☐	
	その他の部分					☐	
基礎	外気に接する 部分	○○○○	0.028			☑ カタログ写し	
						☐	
	その他の部分	○○○○	0.028			☑ カタログ写し	
						☐	
開口部	部位	木建具等：枠・ガラスの仕様等 既製品等：商品名・シリーズ等	熱貫流率 (W/m ² ・K)	日射熱取 得率(η)	備考	カタログ等 の提出	
	玄関ドア	(一重) 木製/単板	6.51			☑ 技術資料等	
	窓	(一重) 金属製、複層 (A10t)	4.07	0.63		☑ 技術資料等	
		申請する住宅について、外皮計算書で使用了開口部 (複数種類の場合は全て)について記載し、仕様等、性能値や商品名 等が確認できる「カタログの写し」や「技術資料等」を提出してくだ さい。					
	その他開口部 (勝手口)	○○○ (商品名)	4.65			☑ カタログ写し	

H29年度サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型） 提案申請書の作成要領及びチェックリスト

- 1 提案申請書は申請代行者にて作成してください。
- 2 記入例を参照の上、5部作成し**4部を提出**してください。
残りの1部は提案者の控えとして保管してください。
(評価の質疑等がある場合、控えがあることを前提としてやり取りを行います。)
注1) 正1部の様式の内、押印書面は必ず「原本」を添付してください。
注2) ・提出：4部（正：1部 + 正のコピー：3部）
・控え：1部（正のコピー：1部）
- 3 書類の大きさは原則としてA4とします。
設計図書の場合、最大でもA3サイズとし、この場合はA4サイズに折ってください。
尚、A3の図面をA4に縮小するのは避けてください。
- 4 各応募書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 5 添付する図面や資料には、**事業の要件**（気候風土への適応、環境負荷低減対策等）やエネルギー消費削減量の算定根拠となる部分（数値、算に**マーカーを入れるなど、わかりやすい表示**としてください。
提出する書類にチェック"☑"を入力 又は 手書きでお願いします。
- 6 要求されていない書類は提出しないでください。

■提出書類一覧表 (①～⑩を綴じて、正本1部及び正本コピー3部を提出してください)

提出書類		記入例	様式/縮尺等	チェック欄
①	提案申請書 ※正：原本	例一提1	様式1	<input type="checkbox"/>
②	提案概要	例一提2	様式2	<input type="checkbox"/>
③	住宅概要	例一提3	様式3	<input type="checkbox"/>
④	地域の気候風土への適応の申告書 (その1 採用している要素)	例一提4	様式4-1	<input type="checkbox"/>
⑤	地域の気候風土への適応の申告書 (その2-1 気候風土(自然)の特徴・要素との関係)	例一提5	様式4-2-1	<input type="checkbox"/>
⑥	地域の気候風土への適応の申告書 (その2-2 気候風土(文化・技術の継承等)の特徴・要素との関係)	例一提6	様式4-2-2	<input type="checkbox"/>
⑦	環境負荷低減対策の申告書 (その1 採用している要素)	例一提7	様式5-1	<input type="checkbox"/>
⑧	環境負荷低減対策の申告書 (その2 対策の内容と環境負荷低減の効果)	例一提8	様式5-2	<input type="checkbox"/>
⑨	委任状 ※正：原本	例一提9	任意様式	<input type="checkbox"/>
⑩	案内図 最寄駅及び目標となる建物を明示		任意縮尺	<input type="checkbox"/>
↓ ⑪～⑮に関しては 提案申請書「様式4-2-1、4-2-2、様式5-2」の要素・項目を明記 してください。 ※1 申告した提案内容は必ず明記してください。提案申請書に申告していたとしても、 設計図書、資料等で確認できない提案内容は評価出来兼ねることがございます。				
⑪	配置図 縮尺、方位、敷地の境界及び道路の位置			<input type="checkbox"/>
⑫	仕上表			<input type="checkbox"/>
⑬	各階平面図 縮尺、方位、寸法、求積、室名			<input type="checkbox"/>
⑭	立面図 縮尺、寸法 4面記載			<input type="checkbox"/>
⑮	断面図		任意縮尺	<input type="checkbox"/>

提出書類		記入例	様式/縮尺等	チェック欄	
⑯	矩計図	断熱部、開口部の仕様等(種類・厚さ)を明示	1/20程度	<input type="checkbox"/>	
⑰	気候風土適応関係図書(「様式4-2-1、4-2-2、5-2」を補足する資料等)		任意縮尺	<input type="checkbox"/>	
⑱	建築物エネルギー性能基準(行政庁認定住宅用) 一次エネルギー消費量計算結果(住宅) ※「エネルギー消費性能計算プログラム(気候風土適応住宅版)」 を使用してください		PDF出力結果	<input type="checkbox"/>	
	↓ 一次エネルギー消費量計算結果の算定根拠となる添付資料 ※2				
	配置図	※3 太陽光パネル傾斜方向の真南からの方位角度を明示	任意縮尺	<input type="checkbox"/>	
	平面図等	「主たる居室」「その他の居室」「非居室」がわかるように色分けをし、それぞれの床面積、及び算定根拠を記載する。	任意様式	<input type="checkbox"/>	
	平面図	縮尺、方位、寸法、求積、室名、開口部サイズ等を明示 空調設備・換気設備・給湯設備に関する設置位置を明示 ※1 通風有りの場合は通風計算及び通風経路を併記	1/50程度	<input type="checkbox"/>	
	立面図	縮尺、寸法 4面記載 ※3 太陽光発電設備に関する設置位置と割付図を明示	1/100程度	<input type="checkbox"/>	
照明	プラン図、カタログの写し等を添付	任意縮尺	<input type="checkbox"/>		
⑲	外皮性能の計算書 一式		各種プログラム	<input type="checkbox"/>	
	↓ 外皮面積等の算定根拠となる添付資料 ※2				
	立面図等	熱的境界部位がわかるように色付けし、外皮性能の計算に使用した外皮面積を記載する。	任意様式	<input type="checkbox"/>	
平面図、屋根伏図等	天井・屋根、床等に使用した断熱材範囲を明示	任意様式	<input type="checkbox"/>		
⑳	外皮に関する性能一覧 及び カタログ等の写し		例-提10	別紙1	<input type="checkbox"/>
㉑	「一次エネルギー消費量計算結果(住宅)」の設備性能(メーカー名・製品名・型番・性能値)を確認できるカタログ等の写し		任意様式	<input type="checkbox"/>	
㉒	工事請負契約書の写し(締結している場合)		任意様式(写し)	<input type="checkbox"/>	
㉓	見積明細書等(建築工事費全体が確認できるもの)			<input type="checkbox"/>	
㉔	CD-R ※4	上記①～③の応募書類、図書、各資料の電子ファイルを格納したもの 様式1～5、別紙等 : Excelファイル その他 : PDFファイル(サイズ毎等) 例) ⑩～⑰設計図書(A3) ⑱、⑲、㉒+㉓ それぞれにファイル(A4等) ㉔のカタログの写し、㉑のカタログの写し		<input type="checkbox"/>	

- ※1 申請書「様式4-2-1、4-2-2、様式5-2」に記載した要素・項目のNo.を設計図書に明記してください。該当部分はマーキング等でわかりやすく表記してください。
- ※2 応募図書として⑩～⑰以外に、⑱一次エネルギー消費量結果及び⑲外皮計算書に関わる算定根拠の図書を提出していただきます。兼ねられる場合はわかりやすく表示しご提出願います。
- ※3 太陽光発電設備、通風計算及び通風経路は該当する場合、明示してください。
- ※4 応募書類・図書の電子ファイルを格納したCD-Rは応募書類・図書を保存したこと及びファイルが開けることを確認してください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。

平成29年度 サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）

■提案募集に関するQ&A

Q1	地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術の活用とはなんですか？
----	---------------------------------

- A
- ・外壁のうち内側が土塗であり、外側に一定断熱性能の確保を妨げない（確保しよとすればできる）構造工法である。
 - ・下地材のない単層床板張りであるが、断熱性能確保を妨げない構造方法である。

上記のように、地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術の活用、かつ、断熱性能の低下を抑える工法であること等、先導的な工法の併用に努めてください。

Q2	気候風土適応型の住宅の特徴を捉える観点とはなんですか？
----	-----------------------------

- A
- 「地域の気候及び風土に応じた
1) 様式・形態・空間構成、2) 構工法、3) 材料・生産体制、4) 景観形成及び5) 住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であると想定される要素を含む住宅であるもの」と
「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」（2頁）に記述されています。
- 一般社団法人 日本サステナブル建築協会
「気候風土適応住宅の認定のガイドライン
（平成28年3月31日国土交通省住宅局住宅生産課長通知）」
を参考にしてください

Q3	現行の省エネルギー基準ではただちに評価が難しいが環境負荷低減に寄与すると考えられる対策等はどのようなことでしょうか？
----	--

- A
- （例）
- ・建具など量産型を使用せずに地域産など地産地消により輸送距離の低減を図る。
 - ・再生断熱材を使用する。
 - ・深い軒庇（出900以上）で夏期の日差しを遮り風の動きで涼をとる。
 - ・敷地環境が厳しい中におても、冬期の日射取り込みや夏期において、室内に空気の流れ道の工夫、適切な植栽配置等を行う。

Q4	応募には長期優良住宅又は認定低炭素住宅の認定が必要なのでしょうか？
----	-----------------------------------

- A
- 必要ありませんが、耐震性能、劣化対策、維持管理対策について加点評価を希望する場合は（様式3）の自己評価結果を記載してください。

平成29年度 サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）

■提案募集に関するQ&A

Q5	「一次エネルギー消費量」の計算はどのようにすればよいのでしょうか？
----	-----------------------------------

- A ■ 国立研究開発法人建築研究所
「エネルギー消費性能計算プログラム（気候風土適応住宅版）」を利用してください
<http://trad.app.lowenergy.jp/>

プログラムの使い方等に関するお問い合わせは
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構の「省エネサポートセンター」
にお願いします。

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～17:30
TEL 0120-882-177 FAX 03-3222-6610
メール support-c@ibec.or.jp

<その他>

- 【外皮性能の計算プログラム】
<http://envelope.app.lowenergy.jp/> など
- 【平成28年省エネルギー基準に準拠した
エネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）】 （国研）建築研究所
<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>
- 【外皮の熱損失の計算方法】
http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/Manual_HeatLoss_20130712.pdf など

Q6	提案が採択された後に「BELS等の評価書」の提出が必要なのでしょうか？
----	-------------------------------------

- A 提案申請時に加点（「13.性能住宅表示自己評価結果」）として申告した場合、採択された住宅は交付申請の時に「設計住宅性能評価書」は必須です。その場合、「BELS等の評価書」の提出は不要です
加点がない場合、「BELS等の評価書」の提出は完了実績報告の時に必須になります。

Q7	提案が採択された後に「BELS等の評価書」の方法はどのように対応すればよいのでしょうか？
----	--

- A 協議会にお問い合わせください。